

会 長	事務局長	局長補佐兼係長

第809回

宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成31年1月25日（金）午後3時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（15名）

1 番 田村 磨利	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	6 番 小川 節美	7 番 澤田 誠規
8 番 今津 久雄	10 番 寺田 巧	11 番 羽賀 大透

1 番 松本 功	3 番 川島 照久	4 番 西山 讓
5 番 細川 秀信	6 番 山本 大	7 番 浦田 久永

4. 欠席者（3名）

5 番 岩本 誠司	9 番 小島 久司	2 番 保田 稔
-----------	-----------	----------

5. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司
産業振興課農業振興係長 舛谷 心悟

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第5条許可申請審査について
議案第3号	宿毛市農用地利用集積について
議案第4号	農用地利用配分計画案の意見聴取について（諮問）

○事務局長 本日は、お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきありがとうございます。(以下略)

それでは、宿毛市農業委員会会議規則第17条の規定により、会長に事故があるときは、委員が互選したるものがその職務を代理するとあります。

会長及び会長職務代理者が不在の場合は、皆様の中で最年長の委員を「臨時議長」として指名することとなっておりますので、今津委員を「臨時議長」にご指名いたしますので、よろしく願いいたします。それでは今津委員、臨時議長席にご移動ください。

(今津委員、臨時議長席へ移動)

○臨時議長 ただいまご指名いただきました今津でございます。臨時議長を勤めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長 これより、第809回宿毛市農業委員会総会を開会いたします。
本日の「議事録署名委員」の指名を行います。「議事録署名委員」は、4番山本欣史委員、6番小川節美委員にお願いします。

なお、5番 岩本誠司委員、9番小島久司委員、2番保田 稔委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありましたので報告します。

○議長 これより議事に入ります。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
事務局と委員より、議案の説明をお願いします。

○事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。
今回の3条許可申請は贈与が1件と売買3件をあわせて4件になります。
番号19番。場所は2ページに位置図をつけております。大字福良。場所は、福良川沿いに広がる農地など地区内の大きく4か所に分かれております。

親から子への贈与で、取得後は引き続き田では水稻を、畑ではオクラを作るとの計画が出されております。

本申請は、双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして番号20番。場所は先ほどと同じく2ページに位置図をつけております。大字伊与野。譲受人の自宅に隣接する農地2筆になります。

売買で、取得後は畑で季節野菜を作るとの計画が出されております。

本申請は、双方から委任を受けた四万十市の荒井浄行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして番号21番。場所は3ページに位置図をつけております。大字戸内。場所は、土佐くろしお鉄道宿毛線高架橋北側、中筋川沿いに広がる農地のうちの1筆で、自己所有する農地の西隣になります。

売買で、取得後は田で水稻を作るとの計画が出されております。

本申請は、双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして番号22番。場所は先ほどと同じく3ページに位置図をつけております。大字宇須々木。場所は、主要地方道宿毛城辺線から新港入口を山手に進み、宇須々木川沿いの農地1筆になります。

売買で、取得後は畑で文旦を作るとの計画が出されております。

本申請は、双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

今回の3条許可申請は以上になります。

○議長 続きまして、受付番号19番及び20番について、福良、伊与野地区担当の寺田委員より説明をお願いします。

○寺田委員 **【議案書をもとに19番及び20番朗読】**
寺田委員より発言。

○議長 続きまして、受付番号21番について、戸内地区担当の私の方から説明します。

○会長 **【議案書をもとに21番朗読】**

会長より発言。

○議 長 続きまして、受付番号22番について、宇須々木地区担当の山口委員より説明をお願いします。

○山口委員 【議案書をもとに22番朗読】
山口委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」4件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第1号」の4件は、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第2号「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。
受付番号15番、所在地駅東町、位置図は5ページになります。ジャンジャンの駐車場裏の土地になります。
申請地は今後、当市において発展が見込まれる地域であり周辺の店舗利用者が利用することから5台分の駐車場を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。駐車場設置に伴う農地の転用面積は 192 m²。資金計画といたしましては、土地取得費 136 万円、工事費 53 万円、自己資金 189 万円です。

農地区分につきましては、都市計画法による用途地域に指定されている区域内の農地で「第 3 種農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

続きまして、受付番号 1 6 番。所在地橋上町橋上、位置図は 6 ページになります。主要地方道宿毛津島線を進み橋上地区に入り左折した橋上生活改善センターの斜め前の土地になります。

申請者は、現在、両親と弟と実家で生活しているが将来的には両親を介護しなければならないが、敷地内には住宅を増築する余地がないことより申請地に一般住宅を建築しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。一般住宅の建築に伴う農地の転用面積は 230 m²。資金計画といたしましては、土地取得費 210 万円、土地造成費 100 万円、建築費 2,190 万円、借入金 2,500 万円です。

農地区分につきましては、甲種、第 1 種、第 3 種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議 長 続きまして、受付番号 1 5 番について、街区担当の田村委員より説明をお願いします。

○田村委員 【議案書をもとに 1 5 番朗読】
田村委員より発言。

○議 長 続きまして、受付番号 1 6 番について、橋上地区担当の川島委員より説明をお願いします。

○川島委員 【議案書をもとに 1 6 番朗読】
川島委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第2号」の2件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案書は7ページになります。今回は5件です。それでは順番にご説明いたします。

受付番号1番と2番は、利用権を設定する借受人が同一人物でありますので一括して説明させていただきます。いずれも新規設定になります。

場所は、大字山田。大きく3か所に分かれております。宿毛市立山奈小学校向かいの農地1筆のほか、高知県森連幡多木材協販所隣に広がる農地のうちの1筆。また、付近を東西に走る市道を挟んだ北側に広がる農地3筆のあわせて7筆になります。

田では水稻を作るとの計画が出されております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている(別紙調査書)と考えております。

続きまして、番号3番。場所は大字西片島と錦の2か所になります。いずれも新規設定で、西片島は、主要地方道宿毛城辺線、ホテルぴんくのくじらから南側に入った与市明川沿いに広がる農地1筆。錦は、同じく主要

地方道宿毛城辺線、東兄弟自動車から山手に入り、四季の丘との境付近の農地1筆になります。

田でいずれも直七をつくるとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

続きまして、番号4番及び5番の利用権設定について、借主が同じでありますので一括して説明させていただきます。

今回の利用権設定の借主は全て「公益財団法人高知県農業公社」となっております。高知県農業公社というのは「農地中間管理機構」のことです。

まず、議案第3号として各所有者から機構へ農地を貸す利用権設定を審議していただき、後ほど8ページにあります議案第4号としまして配分計画案に対するご意見をお願いできればと思います。

それでは利用権設定の説明いたします。

今回申出のありました2件2筆の内訳は、受付番号4番、5番ともに所在地は山奈町芳奈、番号4番は、国道56号線芳奈口交差点から芳奈地区に進み県道橋上平田線沿いに広がる農地のうちの1筆。また、番号5番はさらに北側に進み、幡多けんみん病院へ向かう市道の大道トンネル手前を北側に入り山手に広がる農地のうちの1筆になります。

なお、貸借の期間は、いずれも平成31年2月4日から平成41年2月3日までの10年間となっております。

いつもでしたら、委員の皆様方に、この借主は「農地全てを効率利用する人なのか」とか「必要な農作業に常時従事するのか」といった点のチェックをしていただくところですが、借り手が農地中間管理機構で、農地中間管理事業の実施による利用権設定をする時であれば、これらの要件には該当しなくても良いこととなっておりますので申し添えます。

以上のことから、事務局は今回申出のありました4番、5番について農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

今回の利用権設定は以上です。

○議長　　続きまして、受付番号1番及び2番について、山田地区担当の小島委員お願いいたします。

- 小島委員 【議案書をもとに1番及び2番朗読】
小島委員より発言。
- 議 長 続きますして、受付番号3番について、西地区担当の山口委員お願いいたします。
- 山口委員 【議案書をもとに3番朗読】
山口委員より発言。
- 議 長 続きますして、受付番号4番及び5番について、芳奈地区担当の澤田委員
お願いいたします。
- 澤田委員 【議案書をもとに4番及び5番朗読】
澤田委員より発言。
- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は
ございませんか。
- (審議中)
- 議 長 ほかに意見はございませんか。
- (「なし」との声あり)
- 議 長 これより採決に入らせていただきます。
議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」5件の報告があり、審
議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認
め市に通知することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしと言うことですので、「議案第3号」5件は、市に通知すること
に決しました。
- (産業振興課 舛谷係長入室)

○議 長 続きます。議案第4号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」を議題といたします。

産業振興課 舩谷係長より議案の説明をお願いいたします。

○舩谷係長 産業振興課舩谷です。よろしくお願いいたします。

それでは8ページをご覧ください。農用地利用配分計画についてご説明いたします。先ほど承認いただきました農用地利用集積計画について農業公社が借り受けた農地につきまして、農業公社が借り受けた農地を受け手に配分する計画です。

議案第4号として8ページをご覧くださいますと、こちらの別紙借受選定理由書によりますと、山奈町芳奈字●●●●●●●外1筆につきまして受け手として応募されております中で、選定理由にある各項目でポイントが一番高い経営体である●●●●●●●●●●が適当であると配分計画を作成しております。

以上、農用地利用配分計画の説明です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 それでは、これより採決をいたします。

議案第4号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」担当課より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、議案第4号2件は、市に答申することに決しました。舩谷係長ありがとうございました。

(産業振興課 舩谷係長退室)

- 議長 続きます、協議事項に入ります。
非農地の報告について、事務局と委員よりお願いします。
- 事務局長 事務局より非農地証明についてご報告いたします。
番号40番。申請場所、所在地山奈町山田。登記地目畑3筆。地図の方は10ページになります。場所は、国道56号線、レストラン一風を過ぎて左折し山田川沿いを奥に進み高橋橋を渡り右折した土地で、約30年前から耕作放棄し原野となり現在に至る。
次に、番号41、42、43番。申請場所、所在地二ノ宮。登記地目田6筆。地図の方は11ページになります。場所は、主要地方道宿毛津島線を二ノ宮地区に入り東製材を通過した左側の土地で、平成10年頃より耕作放棄し原野となり現在に至る。

次に、番号44番。申請場所、所在地山北。登記地目田3筆、畑2筆。地図の方は12ページになります。場所は、県道篠山公園線を山北方面に進み右折した土地で、昭和30年から杉、桧を植林し山林となり現在に至る。

なお、41番から43番までの申請に関しては、太陽光発電設置の可能性もあるとのことで、隣地農地同意書、隣接する一般住宅の所有者からの同意書について添付してもらっております。
以上5件につき、農地への復帰は困難と考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いします。
- 議長 続きます、受付番号40番について、山田地区担当の小島委員お願いいたします。
- 小島委員 **【議案書をもとに40番について朗読】**
小島委員より発言。
- 議長 続きます、受付番号41番から44番について、二ノ宮・山北地区担当の山本委員お願いいたします。
- 山本委員 **【議案書をもとに41番から44番について朗読】**
山本委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
非農地証明 5 件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、非農地証明 5 件は、証明することに決しました。

○議 長 事務局より報告事項があります。

○事務局員 続きまして、事務局から 3 点報告いたします。

(源泉徴収票について)

1 点目は、源泉徴収票送付のお知らせです。今回の総会議案に同封し送付させていただきましたので既にご確認いただいていることと思います。

なお、内容につきまして不明な点がありましたら事務局までご連絡ください。

(活動記録簿の提出について)

続きまして、本日は活動記録簿の提出をいただきありがとうございます。本日提出いただきました活動記録簿については、このあと事務局で内容を点検、確認後、後日郵送にて返却予定ですのでお知らせいたします。

お知らせにもありましたように、今回配布いたしました青色の記録簿は、今月からの今年 1 年間の活動記録を記入いただきますようお願いいたします。

また、これまで記入いただきました紫色の記録簿は、今回の提出が最後になります。前回総会提出後以降 (12 月分の内容) を含め、最終点検、確認後返却いたしますので各自で保管をお願いいたします。

青色の記録簿は、配布前にあらかじめ事務局にて記入誤りがないよう月ごとに数字のスタンプ印を押しております。今後も定期的に活動記録簿の提出をお願いいたしますので、日頃の活動の記録について、記録簿への記載漏れがないようご注意ください。

今後、提出いただきました記録簿の内容を精査し、事業実績を取りまとめ報酬の算定を行い、3月下旬にこれまで1年間の活動実績に基づく報酬の支給を予定しています。

最後に、報酬の支給額については、昨年4月から今年3月までの1年間の活動実績に基づき、1月までの実績と残る2月、3月分については見込みとして算定することとしておりますのであわせてお知らせします。

(第20回高知県農業担い手サミット in あきしの開催について)

次に資料1をご覧ください。第20回高知県農業担い手サミット in あきしの開催についてのお知らせです。

案内文と開催要領を配布しております。目的にもありますように、県内の認定農業者をはじめ、後継者、女性農業者、法人などの担い手が一堂に会し、相互研鑽と広域ネットワークづくりを図るとともに、自らの経営の発展と経営者としての資質向上につなげる目的で今年も開催されます。

日時、場所はそれぞれ記載のとおりです。内容をご確認いただき、年度末を迎え多忙の時期ではありますが、参加を希望される方は、申込手続きを事務局で行いますので今月末までにお知らせください。

なお、参加に伴う旅費につきましては、事務局で負担いたします。ただし、人数に限りがありますのであらかじめご了承ください。

(次回総会日程について)

最後に次回総会の日程についてお知らせいたします。次回の総会は、3月1日(金)午後1時30分開会の予定です。今年度最後の総会となります。

なお、総会への各種申請書類受付は来月7日木曜日に締切、議案送付は2月22日金曜日の予定です。現在のところ各種申請はありません。

事務局からの報告事項は、来年度の総会日程のほか、農作業臨時雇用標準賃金(案)について、宿毛市賃借料情報について、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)と平成31年度の目標及びその

達成に向けた活動計画（案）を提案予定です。よろしくお願いいたします。

このあと、総会終了後スワロー会館にて新年会を開催いたします。参加される方は移動をよろしくお願いいたします。

事務局からの報告は以上です。

○議 長 事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議 長 ほかに何かありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長　それでは、以上で今期定例総会の議事はすべて終了いたしました。これで第809回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後4時45分閉会

平成31年1月25日

臨時議長

農業委員

農業委員